

令和3年

市議会5月臨時会議案

令和3年5月17日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 71 号	令和3年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第 72 号	市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について	15
議案第 73 号	折りたたみ式簡易ベッド及びパーテーション購入契約の締結について	17
議案第 74 号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号））	19
議案第 75 号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市税条例の一部改正）	33
議案第 76 号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市都市計画税条例の一部改正）	49
議案第 77 号	専決処分の承認を求めることについて（公の施設の指定管理者の指定（掛川市健康ふれあい館）における指定管理者の指定期間の変更）	57

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,456,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 3,460,901	千円 10,672	千円 3,471,573
	3 委託金	269,163	10,672	279,835
歳入合計		49,445,413	10,672	49,456,085

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,085,365	千円 10,672	千円 6,096,037
	4 選挙費	176,734	10,672	187,406
歳 出 合 計		49,445,413	10,672	49,456,085

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	19,916,419	40.3		19,916,419	40.3
2 地方譲与税	518,000	1.0		518,000	1.0
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	74,000	0.2		74,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.2		94,000	0.2
6 法人事業税交付金	153,000	0.3		153,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,701,000	5.5		2,701,000	5.5
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
10 地方特例交付金	517,413	1.0		517,413	1.0
11 地方交付税	3,278,000	6.6		3,278,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.1
13 分担金及び負担金	190,153	0.4		190,153	0.4
14 使用料及び手数料	586,942	1.2		586,942	1.2
15 国庫支出金	7,097,919	14.4		7,097,919	14.4
16 県支出金	3,460,901	7.0	10,672	3,471,573	7.0
17 財産収入	64,407	0.1		64,407	0.1
18 寄附金	938,755	1.9		938,755	1.9
19 繰入金	2,453,042	5.0		2,453,042	5.0
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,761,262	5.6		2,761,262	5.6
22 市債	4,409,200	8.9		4,409,200	8.9
歳入合計	49,445,413	100.0	10,672	49,456,085	100.0

(歳出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 議会費	260,599	0.5	
2 総務費	6,085,365	12.3	10,672
3 民生費	15,772,571	31.9	
4 衛生費	5,547,166	11.2	
5 労働費	1,514,777	3.1	
6 農林水産業費	1,339,599	2.7	
7 商工費	1,300,172	2.6	
8 土木費	4,922,946	10.0	
9 消防費	1,704,058	3.4	
10 教育費	5,761,506	11.7	
11 災害復旧費	181,596	0.4	
12 公債費	5,017,725	10.1	
13 予備費	37,333	0.1	
歳出合計	49,445,413	100.0	10,672

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
260,599	0.5				
6,096,037	12.3	10,672			
15,772,571	31.9				
5,547,166	11.2				
1,514,777	3.1				
1,339,599	2.7				
1,300,172	2.6				
4,922,946	10.0				
1,704,058	3.4				
5,761,506	11.7				
181,596	0.4				
5,017,725	10.1				
37,333	0.1				
49,456,085	100.0	10,672			

2 歳 入

1 6 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費委託金	補正前	6 県議会議員補欠選挙費委託金	10,672
	245,638		
	補正額		
	10,672		
計	256,310		
計	補正前		
	269,163		
	補正額		
	10,672		
計	279,835		

(単位：千円)

説 明	備 考
県議会議員補欠選挙費委託金 追加 10,672×10/10	

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
7 県議会議員補欠選挙費	補正前	国県支出金 10,672	1 報酬	38
	0		3 職員手当等	4,060
	補正額		10 需用費	1,060
	10,672		11 役務費	617
	計		12 委託料	2,747
	10,672		13 使用料及び賃借料	600
			15 原材料費	1,050
			17 備品購入費	500
計	補正前 176,734	国県支出金 10,672		
	補正額 10,672			
	計 187,406			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 県議会議員補欠選挙費	10,672	
追加		
時間外手当	1,450	
投開票事務従事者手当	2,610	
ポスター掲示場設置・撤去委託料	1,749	
選挙事務補助員派遣委託料	748	
選挙用資機材購入費	1,050	

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	地域手当	その他手当	計				
補 正 後	長等	3		27,864	12,020		18,732	58,616	5,447	64,063	
	議員	21	104,327		30,952			135,279	30,030	165,309	
	その他	2,302	146,568					146,568		146,568	
	計	2,326	250,895	27,864	42,972		18,732	340,463	35,477	375,940	
補 正 前	長等	3		27,864	12,020		18,732	58,616	5,447	64,063	
	議員	21	104,327		30,952			135,279	30,030	165,309	
	その他	2,298	146,530					146,530		146,530	
	計	2,322	250,857	27,864	42,972		18,732	340,425	35,477	375,902	
比 較	長等										
	議員										
	その他	4	38					38		38	
	計	4	38					38		38	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総 括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	732	2,833,618	2,231,549	5,065,167	931,643	20,438	6,017,248	24,330	5,992,918
補正前	732	2,833,618	2,227,489	5,061,107	931,643	20,438	6,013,188	24,330	5,988,858
比較			4,060	4,060			4,060		4,060

(単位 千円)

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	81,600	89,960	64,802	82,304	204,328	656,064
	補正前	81,600	89,960	64,802	82,304	202,878	656,064
	比較					1,450	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	507,607	36,326	16,484	403,912	88,162	
	補正前	507,607	36,326	16,484	403,912	85,552	
	比較					2,610	

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	4,060	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	4,060	時間外手当増 1,450 投開票事務従事者手当増 2,610	

議案第72号

市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、市道掛川高瀬線道路改良工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 契約の目的 市道掛川高瀬線道路改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金602,580,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 掛川市板沢496番地の5
 - 商 号 松下・掛土特定建設工事共同企業体
 - 代表者 株式会社 松下組
代表取締役 松下 進一

(参考資料)

- 1 工 事 名 市道掛川高瀬線道路改良工事

- 2 工事の概要 内容 道路改良工事
規模 施工延長 1,113.2m
土工 32,000m³
舗装工 10,560m²

- 3 工事箇所 掛川市板沢 地内

- 4 工 期 契約日から令和5年3月20日まで

議案第73号

折りたたみ式簡易ベッド及びパーテーション購入契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定に基づき、折りたたみ式簡易ベッド及びパーテーション購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 契約の目的 折りたたみ式簡易ベッド及びパーテーション購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金34,760,000円
- 4 契約の相手方
住所 浜松市東区植松町1460-28
商号 旭産業株式会社 浜松営業所
代表者 所長 木下 滋仁

(参考資料)

- 1 購入物件名 折りたたみ式簡易ベッド及びパーテーション購入

- 2 内 訳 折りたたみ式簡易ベッド 2,000台
感染対策・プライバシー保護パーテーション 2,000台

- 3 納入場所 掛川市旧睦浜幼稚園遊戯室

- 4 納入期限 令和3年12月17日

議案第74号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分する。

令和3年4月19日

掛川市長 松 井 三 郎

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,445,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,020,588	千円 77,331	千円 7,097,919
	2 国庫補助金	3,216,047	77,331	3,293,378
歳入合計		49,368,082	77,331	49,445,413

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 15,695,240	千円 77,331	千円 15,772,571
	2 児童福祉費	8,329,413	77,331	8,406,744
歳 出 合 計		49,368,082	77,331	49,445,413

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	19,916,419	40.3		19,916,419	40.3
2 地方譲与税	518,000	1.1		518,000	1.0
3 利子割交付金	15,000	0.0		15,000	0.0
4 配当割交付金	74,000	0.2		74,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	94,000	0.2		94,000	0.2
6 法人事業税交付金	153,000	0.3		153,000	0.3
7 地方消費税交付金	2,701,000	5.5		2,701,000	5.5
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
10 地方特例交付金	517,413	1.1		517,413	1.0
11 地方交付税	3,278,000	6.6		3,278,000	6.6
12 交通安全対策特別交付金	25,000	0.1		25,000	0.1
13 分担金及び負担金	190,153	0.4		190,153	0.4
14 使用料及び手数料	586,942	1.2		586,942	1.2
15 国庫支出金	7,020,588	14.2	77,331	7,097,919	14.4
16 県支出金	3,460,901	7.0		3,460,901	7.0
17 財産収入	64,407	0.1		64,407	0.1
18 寄附金	938,755	1.9		938,755	1.9
19 繰入金	2,453,042	5.0		2,453,042	5.0
20 繰越金	50,000	0.1		50,000	0.1
21 諸収入	2,761,262	5.6		2,761,262	5.6
22 市債	4,409,200	8.9		4,409,200	8.9
歳入合計	49,368,082	100.0	77,331	49,445,413	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	260,599	0.5	
2 総務費	6,085,365	12.3	
3 民生費	15,695,240	31.8	77,331
4 衛生費	5,547,166	11.2	
5 労働費	1,514,777	3.1	
6 農林水産業費	1,339,599	2.7	
7 商工費	1,300,172	2.6	
8 土木費	4,922,946	10.0	
9 消防費	1,704,058	3.4	
10 教育費	5,761,506	11.7	
11 災害復旧費	181,596	0.4	
12 公債費	5,017,725	10.2	
13 予備費	37,333	0.1	
歳 出 合 計	49,368,082	100.0	77,331

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	%				
260,599	0.5				
6,085,365	12.3				
15,772,571	31.9	77,331			
5,547,166	11.2				
1,514,777	3.1				
1,339,599	2.7				
1,300,172	2.6				
4,922,946	10.0				
1,704,058	3.4				
5,761,506	11.7				
181,596	0.4				
5,017,725	10.1				
37,333	0.1				
49,445,413	100.0	77,331			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前	13 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金	77,331
	2,073,418		
	補正額		
	77,331		
計	2,150,749		
計	補正前		
	3,216,047		
	補正額		
	77,331		
計	3,293,378		

(単位：千円)

説	明	備 考
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金 追加 $77,331 \times 10/10$	77,331	

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
16 低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金給付事業 費	補正前	国県支出金 77,331	3 職員手当等	1,000
	0		10 需用費	450
	補正額		11 役務費	485
	77,331		12 委託料	8,646
	計		18 負担金補助及び交 付金	66,750
	77,331			
計	補正前 8,329,413	国県支出金 77,331		
	補正額 77,331			
	計 8,406,744			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 77,331</p> <p>追加</p> <p>システム改修委託料 2,530 給付金申請データ入力業務等委託料 6,116 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 66,750</p>	

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	732	2,833,618	2,227,489	5,061,107	931,643	20,438	6,013,188	24,330	5,988,858
補正前	732	2,833,618	2,226,489	5,060,107	931,643	20,438	6,012,188	24,330	5,987,858
比較			1,000	1,000			1,000		1,000

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	81,600	89,960	64,802	82,304	202,878	656,064
	補正前	81,600	89,960	64,802	82,304	201,878	656,064
	比較					1,000	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	507,607	36,326	16,484	403,912	85,552	
	補正前	507,607	36,326	16,484	403,912	85,552	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分			
職員手当	1,000	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	1,000	時間外手当増	1,000

議案第75号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市税条例等の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市税条例等の一部改正について、裏面のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市税条例等の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対</p>

し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第56条 第54条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第58条の第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第50条及び第51条の規定を適用して計算した税額

(退職所得申告書)

第57条 (略)

2 (略)

(環境性能割の税率)

第93条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各

し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第56条 第54条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第58条の第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第50条及び第51条の規定を適用して計算した税額

(退職所得申告書)

第57条 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第93条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各

号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の2
- (3) （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備

号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の2
- (3) （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

24 (略)

25 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第20条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における

について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 (略)

23 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第20条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第21条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における

当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平

当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第68条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令

成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業

和4年度分及び令和5年度分の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業

地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第25条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第25条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第30条 附則第22条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第20条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第22条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第30条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条の2の2 (略)

2 静岡県知事は、当分の間、前項の規定により

(特別土地保有税の課税の特例)

第30条 附則第22条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第20条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第125条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第22条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第125条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第30条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第91条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条の2の2 (略)

2 静岡県知事は、当分の間、前項の規定により

行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第31条の2 法第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車^が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 （略）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第31条の2 法第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第50条 (略)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>
--	--

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 掛川市税条例（令和2年掛川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、掛川市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、掛川市税条例第46条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、掛川市税条例第48条の改正規定中「第48条第4項」を「第48条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、掛川市税条例附則第7条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第8条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8

れた法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の掛川市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第76号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市都市計画税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市都市計画税条例の一部改正について、裏面のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 略</p> <p style="text-align: center;">(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら</p>

税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等

の規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 13 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場

が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

- 13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税

合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

14～16 (略)

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

14～16 (略)

17 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第77号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、公の施設の指定管理者の指定（掛川市健康ふれあい館）における指定管理者の指定期間の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月17日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、公の施設の指定管理者の指定（掛川市健康ふれあい館）における指定管理者の指定期間の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年3月20日

掛川市長 松 井 三 郎

「

指定の期間
平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで

」
を
「

指定の期間
平成28年4月1日から 令和3年3月21日まで

」
に改める。